

大崎市誕生10周年記念事業 大崎市の「花・木・鳥」 「市民歌(歌詞)」を 募集します



平成18年3月31日に誕生し、今年、10周年を迎えた大崎市。わたしたちが大崎市民となって10年の節目です。今年、市では大崎市誕生10周年を記念するさまざまな事業を市民の皆さんとともにを行います。

そのひとつとして、「市の花・市の木・市の鳥」、「市民歌」を制定します。

制定に当たって、多くの市民に親しまれ、内外に大崎市を発信できる、大崎市にふさわしい花や木や鳥、郷土を愛する気持ちが湧き上がるような市民歌(歌詞)を皆さんから募集します。

ぜひ、あなたの思いを届けてください。

問 10周年事業推進室(政策課内) ☎23-2129

市の花、市の木、市の鳥

■応募資格

大崎市に在住する小学生以上の市民

■募集内容

応募はひとり1回までとします。次の①から③のいずれかに該当する花、木、鳥をそれぞれ1点記入し応募してください。

- ①大崎市のシンボルとなるもの
- ②大崎市を市内外に強くアピールすることができるもの
- ③市民に親しまれるもの

※架空のものやキャラクターなどを除きます。

※花・木・鳥いずれか一点での応募も可能です。

■選考方法

「市の花、市の木、市の鳥候補選定委員会」で、選考基準や応募者の選んだ理由などを踏まえ選考します。応募数の多い作品が選考されるものではありません。

■その他

- 11月3日に開催する大崎市誕生10周年記念式典

典で発表します。

- 採用された花、木、鳥へ応募した人の中から、抽選で記念品を差し上げます。

大崎市民歌(歌詞)

■応募資格

市民に限らず、どなたでも応募できます

■募集内容

応募は、ひとり1作品までとし、応募できる作品は、次の①から⑤に該当するものとします。

- ①大崎市の自然や情景を愛する気持ちを育み、市民の一体感の醸成につながる市民歌制定の目的に沿うもの
- ②市民みんなが親しみやすく、後世まで歌い継がれる内容のもの
- ③大崎市を市内外に強くアピールすることができるもの
- ④自作の未発表オリジナル作品で、他者の知的所有権(著作権)を侵害しないもの
- ⑤歌詞は、2番以上3番以内とします。

※漢字、ローマ字などには、必ずふりがなを付けてください。

■その他

- 11月3日に開催する大崎市誕生10周年記念式典で発表します。
- 「市民歌選定委員会」で選定し、最優秀賞には賞金20万円、優秀賞には記念品などを贈呈します。
- 最優秀賞と優秀賞になった入選作品に関する一切の権利は、大崎市に帰属します。なお、入選発表後であっても、入選作品が他者の知的所有権(著作権)を侵害する疑いがある場合は、受賞を取り消すことがあります。また、入選作品が知的所有権(著作権)などに関わる問題を生じた場合の責任は、すべて応募者(保護者を含む)が負うものとします。
- 歌詞の最終決定に当たっては、選定委員会や作曲者などによる加筆補正を行うことがあります。また、タイトルについても同様に加筆補正を行うことがあり、選定委員会や作曲者で別のタイトルを設定することもあります。また、応募作品

の中から入選作品がない場合には、選定委員会において歌詞の制定方法について審議し、決定するものとします。

共通事項

■募集期限

5月2日(月)まで

■応募方法

応募用紙は、市民課・政策課、各総合支所、各公民館に備え付けるほか、市のウェブサイトからダウンロードできます。必要事項を記入し、次のいずれかの方法で応募してください。

※応募に係る費用は応募者の負担となります。

※市の花、市の木、市の鳥の応募については、下記の

「市の花・市の木・市の鳥」応募用紙

市の花、市の木、市の鳥をひとつ記入してください。

市の花	ふりがな()
選んだ理由	
市の木	ふりがな()
選んだ理由	
市の鳥	ふりがな()
選んだ理由	

ふりがな	性別
氏名	男・女
年代 O印で囲む	小学生 中学生 高校生 一般
住所	〒□□□ - □□□□ 大崎市
電話またはメールアドレス	

※この応募用紙は、コピーして利用してください。

応募用紙をコピーし使用しても構いません。

●持参する場合は…

平日の9時から17時まで、政策課、各総合支所地域振興課、近くの公民館へ提出

●郵送する場合は…

〒989-6188 大崎市古川七日町1番1号
大崎市市民協働推進部10周年事業推進室
※締切日当日の消印有効

●ファクスの場合は… ☎23-2427へ送信

●電子メールの場合は…

seisaku@city.osaki.miyagi.jpへ送信
件名に「市の花、木、鳥応募」または「市民歌応募」と明記し、市のウェブサイトから応募用紙をダウンロードして、必要事項を入力後、添付ファイルにして送信

大崎市誕生10周年記念事業 補助金を活用しませんか

大崎市誕生10周年記念事業補助金

市民や市内の企業などが組織する団体(まちづくり協議会、住民団体、NPO法人など)が、これからの大崎市の発展に向けて行う、次のいずれかに該当する事業に対し、補助金を交付して支援します。

一体感醸成事業:地域間の交流を促進させ、市民の一体感を醸成することが見込まれる事業

- ▶経費のうち、補助対象となる費用の2分の1(50万円を限度とする)を支援

アピール事業:大崎市を内外に広く発信することが見込まれる事業

- ▶経費のうち、補助対象となる費用の2分の1(100万円を限度とする)を支援

地域自治組織交付金事業

これまでのまちづくり活動を振り返り、今後の地域の振興や発展に結びつく事業

- ▶経費のうち、補助対象となる経費を合算した額(100万円を限度とする)を支援

詳しくは、10周年事業推進室(☎23-2129)へお問い合わせください。